第9期上関町分別収集計画

上関町分別収集計画

令和元年6月1日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に 支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。 そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行してい くことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当町においては最終処分場を保有していないため、リサイクルできないごみは町外の最終処分場で処理されているという厳しい状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進などに関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- *容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会の形成
- *すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色・

茶色・その他)、飲料用紙容器、紙製容器包装、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み 号)

(法第8条第2項第1

 2年度
 3年度
 4年度
 5年度
 6年度

 容器包装廃棄物
 69.6t
 68.2t
 66.8t
 65.5t
 64.2t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制の促進のための方策に関する事項(法第8条第2項第2 号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

①情報の公開

ごみの量の推移や、ごみ処理に関する情報を公開し、町民が常にごみの排出・減量 に

関して意識が持てるように務める。

②意識の高揚

廃棄物の減量化やリサイクルに関する広報を行う。

また、チラシ・パンフレット等を配布し、環境意識の高揚を図る。

③廃棄物の抑制

リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の利用やマイバッグ持参の普及を 図る。

7.分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に 係る分別の区分 (法第8条第2項第3 号)

最終処分場を保有していないことを踏まえるとともに、町民に対する適正なサービス 度合い及び本町における諸計画を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種 類及び分別区分を下記のとおり定める。

分別収集する	収集に係る分別の種 類	
主としてスチール製の容器	hr.	
主としてアルミ製の容器		缶
	無色のガラス製容器	
主としてガラス製の容器	茶色のガラス製容器	ガラスびん
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充	E填するためのもの	УП° Ъ
(原材料としてアルミニウムを利用さ	紙パック	
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上	紙パック	
主としてポリエチレンテレフタレート(°ा म्हा ग	
あって、飲料・しょう油等を充てんす	るためのもの	ペットボトル

8.各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装

リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4

号)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
主としてスチール製の容器	10.0	9.8	9.6	9.4	9.2

主としてアルミ製の容器	6.9		6.8		6.7		6.6		6.5	
	1	5.5	15.2		14.9		14.6		14.3	
無色のガラス製の容器	引渡し量	独自処理量	引渡し	独自処理量	引渡し	独自処理量	引渡し量	独自処理量	引渡し量	独自処理量
	15.5	0	15.2	0	14.9	0	14.6	0	14.3	0
	10	0.8	10	0.6	10	0.4	10	0.2]	10.0
茶色のガラス製の容器	引渡し	独自処理量								
	10.8	0	10.6	0	10.4	0	10.2	0	10.0	0
	3.9		3.8		3.7		3.6		3.5	
その他の色のガラス製の容器	引渡し 量 3.9	独自 処理量	引渡し 量 3.8	独自 処理量	引渡し 量 3.7	独自 処理量	引渡し 量 3.6	独自 処理量	引渡し 量 3.5	独自 処理量 0
主として紙製の容器(原材料として アルミニウムが利用されているもの は除く)	1			1		1		1		1
主としてダンボール製の容器	18.6		18	8.2	17.8		17.4		17.1	
主としてポリエチレンテレフタレート	2.9		2	.8	2	2.7	2	.6	2	.5
(PET)製の容器であって飲料又は しょうゆを充填するためのもの	引渡し 量 2.9	独自処理量	引渡し 量 2.8	独自処理量	引渡し 量 2.7	独自処理量	引渡し量	独自処理	引渡し 量 2.5	独自処理

9.各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装

リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

収集計画年度人口については、過去3年間の人口から平均の前年対比を求め、前年に乗 じて

いく方法をとった。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,621 人	2,569 人	2,518 人	2,468 人	2,419 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 5号)

(法第8条第2項第

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

	容器包装廃棄物の	収集に係る分別の	 収集運搬段階	 選別・保管等段階	
	種類	区分	火来连派权相	医师 体育 守权相	
金属	スチール製容器	上 七類	委託業者による定期	民間業者	
亚角	アルミ製容器	ш <i>җ</i>	収集		
	無色のガラス製容器				
ガラス	茶色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期	柳井市	
	その他の色のガラス	3.5790	収集		
	製容器				
紙類	紙パック	紙パック	委託業者による定期	民間業者	
小八大只	段ボール	段ボール	収集	以间来有	
ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による拠点	柳井市	
			回収	2121.11	

11.分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

当面は現行の収集・中間処理体制を活用して行うが、ペットボトルについては、ス トックヤードに一時保管する。

分別収集する容器包 装廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	2tパック車	委託業者(選別·圧 縮·保管施設)
アルミ製容器				ALL PREMISE
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器	びん類	袋	2tダンプ車	柳井市不燃物処理場 (選別·保管施設)
その他の色のガラス 製容器				(AZA) PREMERA
紙製容器	紙パック	なし	・4tダンプ車	委託業者
段ボール	段ボール	なし	14100万里	安託未有
ペットボトル	ペットボトル	なし	2tダンプ車	ストックヤード(一時保管) 柳井市不燃物処理場 (圧縮・選別・保管施 設)

【排出段階】

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物の種類・量等	施設等の仕様及び整備 計画	管理主体等	参考欄(現 有施設状 況)
1. 排出容器				
①ナイロン 袋	A. 缶類(スチール・ アルミ缶混合)	現行の収集方法を活用する	町丁	

		・各家庭より排出された ものを委託業者が収集・ 運搬する		
	B. びん類 (各色混合)	現行の収集方法を活用する	町	
		・各家庭より排出された ものを委託業者が収集・ 運搬する		
	C. ペットボトル	委託業者が各地区拠点場所から収集運搬する	⊞丁	
②紐で 十字に結ぶ	D. 紙パック E. 段ボール	現行の収集方法を活用する	町丁	
		・各家庭より排出されたものを委託業者が収集・運搬する		
2. 収集場所				
①ステーショ				
\rangle	A·B·D·E	従来の収集場所を利用	地元利用者	
②拠点回収	С	各地区に拠点回収場所を設置	地元利用者	

【運搬段階】

1. 専用車両			
①2tダンプ車	A•B•C	町所有の車両を利用	委託業者
②4tダンプ車	D•E	委託業者所有の車両を 利用	委託業者

【中間処理段階】

1. 中間処理施設			
① 選別・ 圧縮施設	A	民間業者所有の磁気 選別機とプレス機により スチールとアルミに 選別する	民間業者
	С	柳井市不燃物処理場の プレス機で、選別・圧縮 する	柳井市
②手選別施設	В	柳井市不燃物処理場の 手選別施設で、色別に 選別する	柳井市

D•E	排出段階で分別してある	柳井市
	ので、選別不要	

【保管施設】

1. ストックヤード	A	民間業者所有のストック ヤート に保管する	民間業者
	В	柳井市不燃物処理場の ストックヤードに色別に 保管する	柳井市
	С	柳井市不燃物処理場の ストックヤードに保管 する	柳井市
	D•E	民間業者所有のストック ヤードに保管する	民間業者

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

分別収集の効率的な運営を行うため、毎年度の廃棄物の収集実績等を確認、記録し、 現在の処理体制(収集頻度・分別収集品目・収集日の変更・ステーションの明確化等) の

見直しの検討を行い、推進体制の整備を図る。

【 添付資料 】

算定根拠

1. 算定方法

- ① 過去5年間の容器包装廃棄物の排出量をもとに平均値を求める。
- ② 平均値をもとに人口変動率を乗じて、排出量の見込み量を算出する。
- ③ 平成26年度から30年度までの実績値と比較して大幅に数値が乖離していない

ことを確認する。(平成26年度~30年度までの数字と今後の実績および人口変動率に格段の差がないと推定されること。)

2. 算定資料

実績 単位:トン

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平均
缶	18	17	17	17	17	17
ガラス	29	31	33	30	31	31
段ボール	22	19	23	17	16	19
紙パック	1	1	1	1	1	1
ペットボトル	3	3	3	3	3	3
合 計	73	71	77	68	68	71

・缶類に関しては、スチール・アルミ缶は混合で排出されるため、実績量は 不明のため、6:4の配分とする。 単位:トン

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平均
スチール缶	11	10	10	10	10	10.2
アルミ缶	7	7	7	7	7	7.0

・びん類に関しては、無色・茶色・その他のガラス容器の混合で排出されるので実績量は不明のため、50:35:15の配分とする。 単位:トン

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平均
無色ガラス	15	16	17	15	16	15.8
茶色ガラス	10	11	12	11	11	11.0
その他	4	4	4	4	4	4.0

人口変動率

小数点以下四捨五入



4. 算定例

容器包装廃棄物のフロー

